

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）の発効に伴う国内の知財改正事項

【施行日】

2018年12月30日

【施行までの経緯】

2016年2月、日本と米国を含む12か国による環太平洋パートナーシップ協定の署名。

2016年12月9日、日本において環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律が成立。

2016年12月16日、上記法律が日本において平成28年法律第108号として公布。

2017年1月、米国が環太平洋パートナーシップ協定からの離脱を表明。

2018年3月8日、米国以外の11か国による交渉の結果、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下、「TPP11協定」。）が署名。

2018年6月29日、日本において環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（以下、「TPP11整備法」。）が成立。

2018年7月6日、TPP11整備法が日本において平成30年法律第70号として公布。日本はTPP11協定の国内手続完了をニュージーランドに通報。

2018年10月31日、6か国目となるオーストラリアが国内手続を完了した旨をニュージーランドに対し通報。

2018年12月30日、TPP11協定の発効及びTPP整備法の施行。

【知財改正事項】

（1）特許法

審査遅延に起因する特許権存続期間の延長（2020年3月10日以後の特許出願に適用）

（2）商標法

商標の不正使用に対する最低限の損害賠償額の設定（登録商標の使用による侵害について損害賠償請求する場合、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できる）

（3）著作権法

- a. 著作物等の保護期間の延長（旧法下の50年を70年に延長）
- b. 著作権侵害の一部非親告罪化（3つの要件を全て満たす著作権侵害を非親告罪化）
- c. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備（アクセスコン

トロールの回避等に関する措置)

- d. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与 (配信音源の二次使用に対して商業用レコードと同様の二次使用料請求権の認可)
- e. 著作権等管理事業者が管理している著作権が侵害された場合の損害賠償に関する規定の見直し (著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額を損害額として賠償請求可とする)

【改正内容】

(1) 特許法

審査遅延に起因する特許権存続期間の延長

(改正前)

特許出願から特許権の設定登録までの期間の長短に関わらず、特許権の存続期間は、特許出願の日から 20 年であり、例外的に、医薬若しくは農薬関係の発明であって認可を得るまでに実施を制限されていた場合には所定の要件を満たすことによって最長で 5 年の延長が認められているだけであった。このため、審査の遅延が出願人の責に帰すものではない場合であっても、それを理由として特許権の存続期間の延長は認められなかった。

一方、米国では、審査遅延に起因して特許権の存続期間が侵食された場合には、特許権の存続期間の調整が行われ所定期間の延長がなされている。

(改正後)

特許出願の日から 5 年を経過した日又は出願審査の請求があった日から 3 年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定の登録があった場合には、特許権の存続期間の延長がなされる。ただし、出願人側の理由によって長期化した期間は除外される(図 1 を参照)。

この改正は、既に特許法第 67 条等に規定されている医薬品等に係る特許権の存続期間の延長の制度を実質的に変更するものではない。

この改正は、2020 年 3 月 10 日以後に出願される特許出願から適用される (注 1)

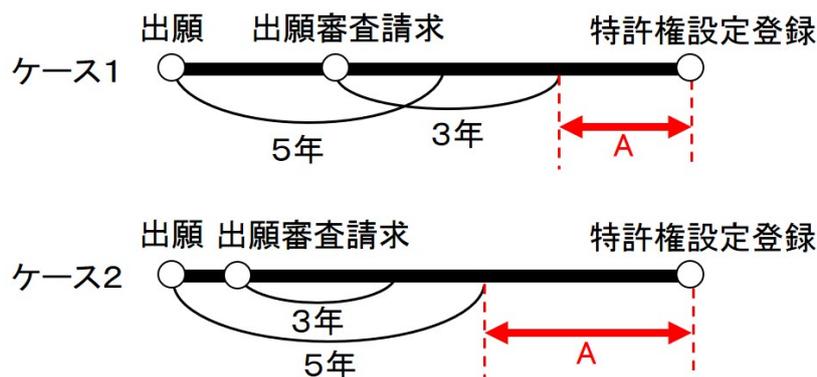
(注 1) TPP11 担保法の附則第 1 条、第 2 条には、以下のように規定されている。

第 1 条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について 効力を生ずる日 (第 3 号において「発効日」という。) から施行する。ただし、・・・。

第 2 条 この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) 又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が署名された日から二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、第 2 条の規定による改正後の特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。上記「発効日 (= 施行日)」は 2018 年 12 月 30 日である。一方、上記「環太平洋パートナーシップに関

する包括的及び先進的な協定が署名された日」は2018年3月8日であるから上記「二年を経過した日」は、2020年3月9日となる。そのため、2020年3月9日以前の特許出願までは改正前の特許法第67条が適用されることとなる（出典：「特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準の改訂について」の資料1の欄外注釈1）。

（図1）審査遅延に起因して特許権の存続期間が延長されるケース



延長される期間 = A - 出願人の責に帰する遅延期間

（2）商標法

商標の不正使用に対する最低限の損害賠償額の設定

（改正前）

商標の権利者は、下記に規定される所定額を損害額とできる旨の規定を選択してその賠償を請求することができる。

商標法第38条第1項：損害額の計算式

第2項：侵害者利益を損害額

第3項：ライセンス料を損害額

（改正後）

登録商標（注2）の使用による商標権侵害について損害賠償請求する場合において、**当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額**を損害額として請求できる。すなわち、現行規定に加え、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額（最低額）として請求することも選択可能となる（注3）。

（注2）登録商標とは、登録証と同一のみならず、書体違いなどの社会通念上同一とみなされる商標をも含む。

（注3）「環太平洋パートナーシップ協定に伴う商標法改正の概要」を参照。

（3）著作権法

a. 著作物等の保護期間の延長

（改正前）

著作物の保護期間の終期は原則として著作者の死後 50 年であり、例外的に映画の著作物については公表後 70 年までであった。

(改正後)

著作物、実演およびレコードの保護期間の終期を、それぞれの起算点から一律 70 年とした（表 1 を参照）。

全ての保護期間の始期は、死亡、公表、創作した年の翌年の 1 月 1 日である。このため、1980 年 10 月 18 日に著作者が死亡した場合、当該著作者の著作物は、このたびの改正によって、1981 年 1 月 1 日から起算して 70 年後の 2050 年 12 月 31 日まで保護されることになる。

(例 1) 著作者が 1968 年 8 月 8 日に死亡した場合、このたびの改正前であれば 1969 年 1 月 1 日から起算して 50 年後の 2018 年 12 月 31 日に著作権が消滅していたが、2018 年 12 月 30 日施行の新法が適用され、さらに 20 年延長されて、2038 年 12 月 31 日まで保護を受けることになる。

(例 2) 著作者が 1967 年 2 月 20 日に死亡した場合、その著作者の著作物は、1968 年 1 月 1 日から起算して 50 年後の 2017 年 12 月 31 日に著作権が消滅した。新法の施行日（2018 年 12 月 30 日）の時点ではすでに著作権は消滅しているので、新法の適用を受けられず、著作権の復活はされない。

(例 3)

－外国人の著作物の保護について－

原則、条約上保護義務を負う外国人の著作物の保護期間は、日本国著作権法の定めによるため、日本における外国人の著作物の保護期間も原則として 70 年に延長される。

しかし、相互主義により、日本より保護期間が短い国の著作物は、その国の保護期間だけ保護される。その国の保護期間が 50 年であれば、今回の改正後であっても日本において 50 年しか保護しない。

その他詳細については、[文化庁のホームページ](#)をご覧ください。

(表 1) 著作物、実演およびレコードの各保護期間の旧法・新法比較（注 4）

種類		旧法	新法
著作物	原則	著作者の死後 50 年	著作者の死後 70 年
	無名・変名	公表後 50 年	公表後 70 年
	団体名義	公表後 50 年	公表後 70 年
	映画	公表後 70 年	公表後 70 年
実演		実演が行われた後 50 年	実演が行われた後 70 年
レコード		レコードの発行後 50 年	レコードの発行後 70 年

(注 4) 出典： 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する 包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の概要（著

作権法関係)

b. 著作権侵害の一部非親告罪化

(改正前)

著作権等を侵害する行為は刑事罰の対象にはなるが、これらの罪は親告罪とされており、著作権者等の告訴がなければ公訴を提起することができなかった。

(改正後)

著作権等侵害罪のうち、以下の3つの要件全てを満たす場合に限り、非親告罪を適用できるものとし、著作権者等の告訴がなくとも告発することができることとなった。

<要件1> 侵害者が、侵害行為の対価として財産上の利益を得る目的又は有償著作物等（権利者が有償で公衆に提供・提示している著作物等）の販売等により権利者の得ることが見込まれる利益を害する目的を有していること

<要件2> 有償著作物等を「原作のまま」公衆譲渡若しくは公衆送信する侵害行為又はこれらの行為のために有償著作物等を複製する侵害行為であること

<要件3> 有償著作物等の提供又は提示により権利者の得ることが見込まれる「利益が不当に害されることとなる場合」であること

c. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備

(改正前)

アクセスコントロール機能のみを有する保護技術については、技術的保護手段の対象とされていなかった。このため、アクセスコントロール機能のみを有する保護手段を権原なく回避する行為について著作権等の侵害を認定することは困難であった。

(改正後)

従前の技術的保護手段に加え、アクセスコントロール機能のみを有する保護技術について、新たに「技術的利用制限手段」を定義した。

技術的利用制限手段を権原なく回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなして民事上の責任を問うることとした。

技術的利用制限手段の回避を行う装置やプログラムの公衆への譲渡等の行為を刑事罰の対象とした。

d. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

(改正前)

商業用レコード（＝市販の目的をもって製作されるレコードの複製物）を用いて放送や有線放送が行われた場合、実演家及びレコード製作者は放送事業者等に対し二次使用料請求権を有する一方で、CD等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源（以後、「配信音源」）を用いて放送や有線放送が行われた場合には、二次使用料請求権は発生しなかった。

(改正後)

実演家及びレコード製作者に対し、**配信音源の二次使用について**、商業用レコードと同様に二次使用料請求権を付与することとした。

e. 著作権等管理事業者が管理している著作権が侵害された場合の損害賠償に関する規定の見直し

(改正前)

特に規定はなかった。

(改正後)

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合には、著作権者等は、**著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額**を損害額として賠償を請求することができる規定をおいた。

以上